

第 1 回

第 5 期雄武町総合計画（後期基本計画） 策定審議会 議事録

【日 時】 平成 2 4 年 6 月 6 日(水) 1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 3 0

【場 所】 雄武町地域交流センター 1 F 多目的ホール

【出席者】 委員 細田 尚孝 委員 片川 隆市 委員 新山 貴文 委員
佐々木伸行 委員 太田 修二 委員 高橋 信一 委員
工藤 正孝 委員 嘉島 壽 委員 阿部 正吉 委員
湯浅 純人 委員 中村 信之 委員 菊地 千秋 委員
五十嵐 寛 委員 高橋 進 委員 田口 洋 委員
石井 友蔵 委員 城地 剛 委員 本多 芳秋 委員
小林 康夫 委員 木元 之生 委員 目黒佐都美 委員
中橋 綾子 委員 掛川原夕子 委員
町 中川原町長 事務局～佐々木財務企画課長 大水企画調整係長
樫山企画調整係主査 小俣企画調整係

- 【会議次第】
1. 開会（町民憲章朗唱）
 2. 委嘱状交付
 3. 町長挨拶
 4. 委員紹介
 5. 会長選任
 6. 諮問書伝達
 7. 会長挨拶
 8. 報告事項
 - （1）審議会の設置規定について
 - （2）後期基本計画策定方針及び審議会スケジュール案について
 9. 協議事項
 - （1）専門部会の設置及び部会長選任について
 - （2）審議会の開催時間等について
 - 1 0. その他
 - 1 1. 閉会

- 【配布資料】
- ・ 総合計画(後期基本計画)策定審議会議案
 - ・ 雄武町民憲章
 - ・ 総合計画策定審議会関係規定集
 - ・ 総合計画(後期基本計画)策定方針・審議会スケジュール(案)
 - ・ 第5期雄武町総合計画ハンドブック
 - ・ 第5期雄武町総合計画【基本構想・前期基本計画】
 - ・ 第1回総合計画策定講演会講演録
 - ・ 第2回総合計画策定講演会講演録
 - ・ 町勢要覧
 - ・ 政策公募チラシ

【議事録】

1. 開会

(佐々木財務企画課長)

定刻になりましたので、第1回雄武町総合計画策定審議会を開催いたします。本日はお忙しい中また夜分にも関わらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。会長選出までは、私の方で進行させていただきます。財務企画課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、町民憲章の朗唱を行いたいと思います。町民憲章につきましては、お手元にございます黄色い用紙でございます。雄武町民憲章は昭和46年に制定され、オホーツクの厳しい自然を生かし、父祖・先人の労苦に感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、たしかな未来につながる信条をかかげて、町民として日々これを守りとおすことを誓い合うものであります。僭越ではございますが、私が5つの誓いを一条ずつ読み上げ、先導いたしますので、皆様には、これに続き朗唱をお願いいたします。それではご起立願います。

(町民憲章朗唱)

—全員で町民憲章を朗唱—

2. 委嘱状交付

—町長から出席委員24名に委嘱状を交付—

3. 町長挨拶

(中川原町長)

皆様、お晩でございます。総合計画策定審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。夜分皆様には、仕事でお疲れのところ、また家事等でお忙しい中、第1回策定審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ざいます。

皆様には平素から町政の推進にあたりましてご理解・ご協力をいただいておりますこと、また、今回の審議会委員の委嘱にあたっては、ご快諾をいただき、さらに一般公募により2名の方々を委嘱させていただきましたことに對しましても重ねてお礼を申し上げます。

雄武町では、平成20年度から平成29年度を計画期間といたします、第5期総合計画を策定しております。この計画は長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるもので、町政運営の最上位計画となっており、本計画に掲げる将来像の実現に向け、取り組むべき施策を示すとともに、各分野における個別計画に方向性を与えまして、一体性を確保しながら均衡ある発展を推進するための指針と位置づけられるものであります。

この計画は、10年の基本構想、5年ごとの基本計画で構成されておりますが、前期の基本計画が本年度で最終年度となりますので、平成25年度を始期といたします、後期基本計画の策定に着手するものであります。

現在、少子高齢化がますます加速しておりますが、雄武町といたしましては、自らの責任と判断によりまして、地域の実状に見合ったまちづくりを推進することが必要となっておりまして、厳しい財政状況の下であります。町民の皆様が積極的にまちづくりに参加していただき、そのご意見やご提言を町政に反映させるということが重要であると考えております。

審議会委員の皆様には、専門的、また町民の代表という立場から忌憚のないご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員紹介

(佐々木財務企画課長)

続きまして、本日は最初の会議ということもございまして、委員のみなさんに自己紹介をお願いしたいと思います。座席の順に細田委員様からお願いいたします。

—各委員が起立し一人ずつ自己紹介—（後に事務局の自己紹介）

(佐々木財務企画課長)

以上で紹介を終わります。それではここで、お配りしました資料の確認をしたいと思います。まず、第1回第5期雄武町総合計画議案、それから報告事項資料1 策定審議会関係規定集、それと報告事項資料2 第5期雄武町総合計画(後期基本計画)策定の背景と根拠という資料であります。なお、クリップ止めの資料につきましては後ほど担当の者からご説明を申し上げます。

5. 会長選任

(佐々木財務企画課長)

続きまして、この審議会を運営していくための会長と会長の職務代理者を選出していただきたいと思います。報告資料1の1ページに雄武町総合計画策定審議会条例というものがあると思います。この第4条第1項につきまして、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」とされています。また、第3項にあります「会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する」とありまして、会長の職務代理者を選出していただくことになっております。

それではまず、会長の選出にあたりまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

(田口委員)

よろしいですか。委員のみなさんの名簿を今、見させていただいていますが、どなたが会長になっても十分出来るメンバーだと思いますけれども、大変行政経験豊富なですね、嘉島壽さんにやっていただくのが良いのではないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。田口委員の方から嘉島委員が適任ではないかというご意見がございましたが、他にご意見がありますでしょうか。他になければ嘉島委員に会長をお願いするということではよろしいでしょうか

(各委員)

異議なし。

(佐々木財務企画課長)

では、この審議会の会長を嘉島委員に決定させていただきます。嘉島委員、よろしくお願いいたします。

次に職務代理者を選出いたしますけれども、先程お話ししましたとおり、会長が選出されたということでございますので、急なお願いで申し訳ないですけれども、嘉島委員の方でご指名がございましたらお願いいたします。

(嘉島会長)

それでは、私の方から指名をさせていただきます。前期の時にもこの役をやっておられましたベテランの阿部正吉委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(佐々木財務企画課長)

ただいま嘉島委員の方から職務代理者につきましては、阿部正吉委員さんが適任ではないかというお話がございましたが、ご指名ということですので、阿部正吉委員さんが職務代理者ということですのでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。それでは職務代理者は阿部正吉さんということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは会長に選出されました嘉島委員につきましては、会長席の方まで移動をお願いいたします。

6. 諮問書伝達

(佐々木財務企画課長)

ここで町長から第5期雄武町総合計画に関する後期基本計画の樹立に係る諮問書の伝達を行います。なお、諮問書の内容につきましては、議案の5ページをご参照ください。

—町長から雄武町総合計画策定審議会会長に諮問書を伝達—

(佐々木財務企画課長)

ここで町長は退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。それではここから議事の進行につきましては、会長をお願いいたしますけれども、会長就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

7. 会長挨拶

(嘉島会長)

町の発展に大きく貢献されてきました先輩各位の皆様ご覧の中での選出となりまして、大変恐縮でございます。町の将来を決めていく中で、有望な現役の方がふさわしいのではないかと思いますのですが、私の方に矛先が参りまして少し不安を感じております。第5期総合計画は、先ほど町長からお話がありましたけども、10年間の基本構想の先に基本計画と実施計画が前期・後期と呼ばれておりますが、この後期の5カ年を策定する審議会でございます。

私は、町の将来的な発展を期待しているところもありますが、ここ数年、人口の減少に歯止めがかかっていません。そういったところを皆様と知恵を絞って町の発展と人口減少に歯止めをかけられる施策を作っていきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく本日の審議会の内容につきまして、6月の議案の8番から進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。8番報告事項です。(1) 審議会の設置規定ということで、事務局の方からご説明がございます。

8. 報告事項(1)審議会の設置規定 (大水企画調整係長)

それではまず、報告事項の(1)といたしまして、雄武町総合計画策定審議会関係規定について、説明させていただきます。資料の方は右上に「報告事項資料1」と記載されているものになります。①～④まで4つの規定集になります。関係規定ということで、内容的に固いイメージのものですが、簡単に主なポイントについておさえていただければ、と思いますのでよろしくお願いいたします。

まず①の「雄武町総合計画策定審議会条例」ということで、資料の1～2ページをお開きください。この中で第2条の本審議会の(設置)についてありますが、先ほど町長から諮問書の伝達がありましたとおり、これに応じまして、町総合計画策定の際には策定審議会を設置することが町の条例によって定められているものであります。

次に第3条の(組織)についてであります。審議会の委員定数は30名以内、ということで、今回28名の方々全員にご承引あるいはご応募いただきまして、事務局としても大変ありがたく思っているところでございます。それから第2項の「委員は学識経験を有する者の中から町長が任命する」とありますが、団体から選出・ご承諾をいただいた委員の皆様におかれましても、学識経験を有する者＝一個人として委嘱させていただいたこととなりますので、代理出席は馴染まない、ということでご理解をお願いいたします。

第4条の(会長)につきましては、先ほど選出いただいたとおり嘉島会長に決定したところであり、会長職務代理者につきましては、会長が指定するというので、先ほど会長が阿部委員を代理者に指名したところでございます。

続いて第5条の(委員)の部分でございますが、今回委嘱状を受けていただきまして、その期間については「6月1日から計画の答申まで」というふうに記載されていると思いますが、町長への答申をもって審議が終了することになります。スケジュールは後ほど示しますが、12月議会への上程を目標に進めていきたいと思っておりますので、その前の11月には答申を行い、任期終了となる予定であります。

第6条の(会議)については「審議会は会長が招集する」ということで、次回以降の審議会は会長名でご案内することとなります。また「過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない」ことになっておりますので、これから夏・秋に向けて、皆さんそれぞれ大変忙しくなる期間と重なりますが、お

仕事等に支障のない範囲で、ご出席賜りますようよろしくお願いします。以上が審議会条例についてでございます。

次に②の「策定審議会専門部会規則」について、3～4ページになります。審議会委員の皆様におかれましては「町の総合計画」ということで、まちづくり全般の非常に広範囲な分野にわたってご審議していただくこととなります。そこで本規則第2条の「審議会に専門部会を置くことができる」という規定がございます。この条項はあくまでも「できる規定」という位置づけになりますが、事務局といたしましては、(1)総務・行財政部会(2)産業建設・環境部会(3)社会福祉・教育部会以上3つの部会を設置し、規則に則った形で進めていきたいと考えております。部会構成については、後ほどの協議事項の中で案を示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして第3条の(部会長)ということ、それぞれの部会において部会長を互選により定めることとしております。さらに部会長の指定により部会長職務代理者を定めることになっておりますので、これについても協議事項の中で対応していただきたいと思っております。

第4条の(会議)以降につきましては、部会長の役割ですとか権限等についての条項であります。後々目を通していただければと思いますので、説明は割愛させていただきます。なお第7条(他部会への出席)の中で「会長と会長代理者については部会に出席して意見を述べることができる」とあります。これにつきましても「できる規定」でありますので、会長と会長代理もいずれかの部会に属することになりますが、部会会議に「出席する・しない」はご本人の判断でよろしいのではないかと、事務局としてはこのように考えを整理してございます。

続きまして5～6ページ③の「策定審議会公開要綱」ということで、これに基づきまして「審議内容については原則公開」という取扱いになりますので、予めご承知いただければと存じます。公開の方法といたしましては、第3条～第7条に定める会議の傍聴に関する事項、一般町民のほか報道関係者等も想定されるところでございます。第8条につきましては(会議開催の事前公表)ということ、事前公表の手法につきましては、町のホームページ上で周知することが現実的と考えております。

第9条及び第10条は、議事録を作成して閲覧に供するという、会議開催後は事務局において速やかに議事録をつくりますので、会議の内容については録音をさせていただきます。なお、欠席された方も含め、すべての委員さんには後日、郵送・配達により議事内容についてお伝えすることいたします。加えて、すべての町民の皆様には「町広報誌」や「町ホームページ」にて公表に努めてまいりたいと考えております。

なお、本公開要綱第2条の4行目に「会議を公開しないことができる」との記載がございます。その下(1)において「雄武町情報公開条例第10号各

号に掲げる事項」ということですが、この中身につきましては、特定の個人について宗教や健康状態、職歴、身体的特徴など他人に知られたくない事項、人の生命身体、財産や社会的な地位の保護等、開示することにより、支障が生ずるおそれのある情報というような内容でございまして、「情報公開」における「個人情報の保護」について整理した条項となっておりますので、この旨、補足させていただきます。

最後に④番目「審議会の傍聴要領」ということで7～9ページまで、先程の「公開要綱」の中で触れました「会議の傍聴」について細かく規定した、常識的な内容のものでございますので、参考程度に目を通していただければと思います。

以上、策定審議会関係規定についての説明を終わらせていただきます。

(嘉島会長)

ただいま事務局から審議会に関わります条例や規定についてご説明がございました。この中で確認や質問はありますか。ないようなので、審議会の条例規則につきましては、これで承認されたものといたします。

続きまして、2番目の後期基本計画策定方針及び審議会スケジュール案につきまして、ご説明させていただきます。

8. 報告事項(2) 後期基本計画策定方針及び審議会スケジュール案

(大水企画調整係長)

それでは報告事項(2)後期基本計画策定方針及び審議会スケジュール案についての説明でございます。資料の方は報告事項資料2、上のほうに「海・山・人の恵みを活かしたまちづくり」というサブタイトルで、第5期雄武町総合計画(後期基本計画)と題しまして1～3までの項目を掲げたものでございます。ページをめくっていただきまして1番目、まず「どうして総合計画を策定しなければならないのか」ということで町総合計画策定の背景・根拠について若干触れたいと思います。

まず①の地方自治法の一部改正という部分であります。そもそも本町は、明治以来の入植・開拓精神によりまして「農林水産業のまち」として発展してきたわけでございますけれども、大正4年に幌内・雄武・沢木が合併して雄武村となりまして、今の町の姿になったのは、昭和23年の町制施行によって、「村」から「町」になったということが大きな節目・転換期となっております。その後、全国的に戦後復興・経済成長が進む中、昭和44年に地方自治法改正がありまして、市町村の長期計画策定が法律によって義務化されたということでございます。

これを受けた形で、②雄武町の対応といたしまして、昭和46年度を初年度とする総合計画、将来像を「人間性豊かなオホーツク圏生産都市をめざし

て」と掲げまして、平成9年度までの3期にわたって推進をし、さらには第4期計画から計画期間を10年間と定めまして、現在、第5期計画を推進しているところでございます。

次に③第5期雄武町総合計画の概要ということですが、下のフロー図のとおり、平成20年度から29年度までの10年間を基本構想の期間と定めております。この基本構想につきましては、大きく分けて5つの政策目標「地域産業の振興」「保健医療福祉の充実」「教育文化の振興」「生活環境基盤の充実」「協働によるまちづくり推進」ということで、この基本構想は、言い換えれば総合計画の土台・基礎となるものでございます。

この基本構想に基づいて構成するのが、「基本計画」「実施計画」「財政計画」でありまして、今回、委員の皆さんにご審議いただくものが、平成25年度から29年度までの後期5ヵ年の「基本計画」であります。これは「基本構想」を具体的に推進していくための計画を重点的に示したものでございます。フロー図のちょうど真ん中に点線で囲んでいる「計画改定」という部分でございます。

2ページ目上段にそれぞれの計画の内容について整理した表がありますがけれども、太枠で囲んでいるのが今回の基本計画でありまして、この基本計画では「今後5年間でこの町をどうしよう・どうすべきか」という事柄につきまして明文化をして、各分野で数値目標等を定めていくこととなります。

その下の「実施計画」というのが、基本計画を達成するための各種事務事業を定めるものでございます。ちなみに前期の実施計画では約440の事務事業を実施してきたところでありますが、これを安定的に推進するために「財政計画」というものが非常に重要でありまして、後期計画策定にあたりましては、この財政計画との調整を図りながら、策定作業を進めていく形となります。

続きまして、④地方自治法による義務付け撤廃ということで、10数年前に地方分権一括法が施行されまして、「地方分権」あるいは「地域主権」といったことが盛んに叫ばれまして、地域のことは地域で決める。「自主自立」という考えに基づきまして、国の法律による総合計画の義務付けが昨年、平成23年の地方自治法改正により撤廃されました。

しかしながら、まちづくりを長期的に捉えた総合計画は、地域経営の指針となるものでありまして、本町におきましては、「議会の議決に付すべき事件を定める条例」、本資料の6ページ(別紙)に掲載のとおり、本条例を拠り所・根拠といたしまして、後期の基本計画を策定する、しなければならない事項として整理してございます。

次に大きな2番目「後期基本計画策定方針」あくまで(案)ということですが、まず①策定の趣旨についてであります。現在推進中の平成20年度を始

期とする第5期計画「基本構想」及び「前期基本計画」によりまして、

- ・第1に主軸となる農林水産業と商工業の振興、ブランド化
- ・福祉面では保育所の統合や介護老健施設の開設といった少子高齢化対策
- ・教育面では小中学校の環境整備や雄武高校存続対策、生涯学習・スポーツの推進
- ・生活基盤整備では防災無線や、道路河川・上下水道といったインフラ整備
- ・さらには、市町村合併の波に飲み込まれることなく、本町は「自主自立」を選択しまして、町民と議会、行政が共に考えながら行財政の運営を推進し、財政状況については、今、手元に詳しい資料はございませんが「改善が図られつつある」といった状況でございます。

一方でこの間、今日の社会情勢の急速な変化には、10年を1期間とする計画では対応しきれないといったことから、「基本計画」については5年に一度見直しましょう、ということで、本審議会での意見交換及び計画案の審議、昨年ご協力いただきました町民アンケート等による検証等を踏まえながら「後期基本計画」を策定する、といった趣旨でございます。

次に②策定の視点ということで、(1)～(4)まで掲げておりますが、まず(1)町民憲章と総合計画についてでございます。会議冒頭でも朗唱いただきましたとおり、理事者の行政執行方針として、今一度「町民憲章を見つめ直そう」というのがございます。昭和46年に制定されたこの憲章は、当時、制定委員会を設けまして、町民各層から108人もの委員が何度も集まって議論をし「住みよいまちづくりを進めるための一人ひとり行動規範」について象徴的に定めたものであります。また、昭和46年というのは第1期計画のスタート年と重なっているわけでありまして、それから丸40年、今回、後期基本計画の策定にあたって、今一度「ふるさと意識」ですとか「郷土愛」というものにつきまして、原点に立ち返った視点で考えていくことも重要ではなかろうか、というふうに考えております。

(2)の社会動向の的確な反映についてであります。前期計画のスタートから4年が経過した、ということで、国際情勢・国内情勢としましては、世界的な金融危機ですとか、東アジア情勢、TPP問題、食の安全、政局不安定等々、挙げればきりがありません。そして何よりも東日本大震災と原発問題といった、暗いニュースばかりが流れております。そんな中で本町にも影響を及ぼしかねない要素もたくさんありますけれども、国内における立地条件、道北オホーツク地域に位置する雄武町は、災害のリスクが低い、汚染のない海と山で1次産業が根付いている、といった利点・潜在能力もあります。しかしながら、いつどんなことが起こるか分からない、先が見えない時代の中で、まちづくりをどう進めていくか、最新の動向を反映した計画づくりが求められているところです。

続きまして4ページ(3)PDCA機能に基づく新規事業等の盛り込み、につ

いてであります。この「P D C A」という言葉、聞きなれない方もいるかも知れませんが、下の図で示しておりますとおり、

- ・まず、P L A N→計画を立てて
- ・次に、D O→実施をします
- ・それを、C H E C K→評価をして
- ・次の計画に向け、A C T I O N→改善・見直しを図っていく

というサイクル、これを略してP D C Aサイクルといいます。後期基本計画の策定にあたりましては、「C H E C K」と「A C T I O N」2つの工程につきまして、実施計画に登載すべき事務事業の中から、とりわけ新規事業ですとか雄武町の独自施策等目玉になる事業についてもご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4つ目の視点といたしまして、(4)策定作業を通じた町民と行政の協働、ということで、この「協働によるまちづくり」につきましては、第5期総合計画の政策目標の一つにも掲げられております。本審議会につきましては、まさにこれに該当するものでありまして、先ほど説明しました審議会条例において、本審議会は「町長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行う」という重要な役割を担っているわけですが、審議の進め方については基本的なこと以外、特段、型にはまったものはございません。そこで、あくまでも事務局からの案ということで、「ワークショップ」という手法を取り入れたいというふうに考えております。

このワークショップですが、例えば漁業関係の「雄武マリンビジョン」ですとか、「オコツナイ・ポンオコツナイ川の河づくり検討会」など、様々な分野で既にご経験のある委員さんもいらっしゃると思います。いくつかのグループに分かれて自由な雰囲気の中で、考えをカードに書いてまとめたり、フリートークをしたりと、普段考えていることや意見を出しやすいといったメリットが期待できますので、こういった自由な視点も盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

最後に大きな3の後期基本計画策定審議会スケジュール案でございます。前回5年前の策定審議会の際は、10年間の基本構想と5年間の前期基本計画ということで、ボリューム的にも、1年以上長い期間をかけまして十数回にわたる審議会・専門部会を開催しておりますけれども、今回は後期5年の基本計画ということで、概ね下の表のとおり、事務局案ということで考えております。

- ・まず本日が1回目、
- ・第2回が7月で、イベントやお祭りがあるので下旬を予定しております。
- ・第3回が8月のお盆明け、
- ・第4回につきましては、ワークショップの意見等を反映させた計画の素案を事務局でとりまとめまして10月上旬には示したいと考えておりますので、

その後、専門部会で集中的にご審議いただきまして、
・第5回、11月の会議で計画案を確定させまして、町長へ答申する。

以上のような流れで考えておりますが、当然、審議の進捗状況で変更することもあるかと思いますので、あくまで案ということでご理解いただければと思っております。

以上、雑ぱくではございますが、報告事項の説明とさせていただきます。

(嘉島会長)

ただいま資料2につきまして、基本計画の策定方針、スケジュール案につきまして、ご説明がありました。少々長い説明でありましたので、大きく分けると3つに分かれていますので、1つずつ確認していく方がよいかと思いますがよろしいですか。1つ目は1ページの計画策定の背景というところがあります。これはどうでしょうか。問題がないように思えますが。何かお聞きしたいはありますか。

(石井委員)

ちょっとよろしいですか。今回は後期基本計画策定という事ですけども、役場ではどういった感じで進められているのでしょうか。ただ担当課だけやっているのか、それとも部内でどのようなスタートをしているのか。そのあたりを確認したいのですけれども。

(佐々木財務企画課長)

本日は第1回審議会ということで、先ほど担当係長から説明がありましたけども、10年間の基本構想は基本的には変えないというような考え方があります。役場の取り組みにつきましては、当然一番下にぶらさがる実施計画につきましては、各課それぞれ作成するわけにありますけども、この審議会の基本計画関係につきましては、管理職会議といいますか、推進本部ということで、別に立ち上げる予定であります。従いまして、今回この審議会では審議される内容と同等の内容のものが検討されていくものと考えております。

(石井委員)

分かりました。

(細田委員)

よろしいですか。今、話を聞いておりまして、総合計画というのは、少なくとも10年間の計画であります。今回私が参加しているのは、後期基本計画なわけですよ。前期の5期のスタートの段階で10年間の眺めてきているわけですから、当然今もその流れの中にある。それに対する提案なり提言な

りというものについて審議委員の方に検討してくださいということですよね。そうしますと、今も流れの中に方針はあるということですね。

(大水企画調整係長)

はい。その前期計画の部分で、今年が最終年ということになりますけども、厳密に言いますと、現時点では平成23年度までの部分の事業がどのように進んできたかというのは、取りまとめている最中でありまして、その評価に基づいて、反省する所は反省する。伸ばす所はもっと伸ばしましょう、というような仕組みで考えております。

(細田委員)

分かりました。聞けば非常に複雑に聞こえるんですけども、先ほど質問したとおり5期の全般は10年間として、流れの中でやっているわけですから、お手本の中で我々が考えていく問題ですから、これからの審議のあり方が重要になってくるのだろーと思います。

(嘉島会長)

他に何か質問や確認等ありますか。なければ次の策定方針案とありますが、その中ではいかがでしょうか。最後にスケジュール案ということで、今6月で最終が11月という半年間のハードなスケジュール案となっておりますけれども、これは月1くらいの間隔ですか。

(大水企画調整係長)

はい、そのとおりです。

(嘉島会長)

10月が多いですね。

(大水企画調整係長)

そうですね。審議会というのは月1ペースで、集中審議が10月ということで、役場内で取りまとめた事務事業といったものをご審議いただいたりですとか、平成29年度に向かってこの数値はどれぐらいにしましょう、といったことを示した素案というものをご用意いたしますので、その10月においては、専門部会それぞれに分かれて集中審議していただくため、10月はスケジュール的に忙しくなるというイメージであります。

(嘉島会長)

このあと議事に出てきます部会の設置関係ですけれども、この部会が中心

になって、活動していくことですね。

(細田委員)

スケジュール的には大変だね。正式な答申になると4ヵ月しかないですね。

(嘉島会長)

議会には12月に出すのでしょうか。基本計画も議決事項になったので、3月議会までに決着をつけなくては、ということなんですよ。

(大水企画調整係長)

はい、そのとおりです。

(細田委員)

事務局に質問したいんだけど、この審議会というのは1回どれくらいの時間でやるのか。3時間なのか4時間なのか。

(佐々木財務企画課長)

時間につきましては議案の3ページ、(2)協議事項の中で、時間についての確認をしたいと考えておりますので、後ほどご説明させていただきます。

(嘉島会長)

審議会のスケジュールについてはよろしいですか。

よろしいということで、今の策定方針及び審議会スケジュール案につきましては承認されたところであります。報告事項を終えまして、次に議案9番の協議事項に参ります。(1)の専門部会の設置及び部会長選任についてご説明をお願いします。

9. 協議事項(1) 専門部会の設置及び部会長の選任について

(佐々木財務企画課長)

専門部会の設置及び部会長選任についてですが、最初に係長の方から説明がありましたとおり、専門部会の設置規則につきましては「できる規定」でございすけれども、事務局といたしましては、ぜひ専門部会を設置して、その中で検討をしていただきたいと考えております。

つきましては、専門部会構成案ということで、議案の6ページに総務・行財政部会、産業建設・環境部会、社会福祉・教育部会という3部会それぞれ出身の団体等を加味した中でこういった構成を提案させていただきましたが、ご了承いただければ次の部会長の選任を提案したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(嘉島会長)

6 ページにあります内容で何かご意見等ございますか。

ないようなので、部会の設置とその構成についてよろしくお願いいたします。続きまして部会長の選任です。

(佐々木財務企画課長)

先程説明しましたとおり、専門部会におかれましても部会長と部会長の職務代理者を各部会ごとに2名選出していただくことになっております。この部会長につきましては、事務局の方で考えておりますが、皆様の方で何かございますか。いかがでしょうか。

もし了承が得られるのであれば、事務局の方でご指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。それでは事務局の方から各部会ごとの部会長さん、職務代理者を指名させていただきます。

- ・総務・行財政部会につきましては、部会長に城地委員。それから職務代理者に木元委員。
 - ・産業建設・環境部会につきましては、部会長に太田委員にお願いしたいと思っております。それから職務代理者につきましては工藤委員。
 - ・社会福祉部会・教育部会の部会長に田口委員。職務代理者に目黒委員。
- それぞれお願いしたいと思っております。

(嘉島会長)

確認いたします。総務・行財政部会の部会長が城地委員。代理者が木元委員。産業建設・環境部会の部会長が太田委員。代理者が工藤委員。社会福祉部会・教育部会の部会長が田口委員。代理者が目黒委員ということでございます。よろしいですね。よろしくお願いいたします。

次に審議会の開催時間帯についてでございます。

9. 協議事項（2）審議会の開催時間等について

(佐々木財務企画課長)

先ほど質問がありました審議会の開催時間等につきましてはですが、今回のこの第1回目の審議会は夜7時から開催させていただきました。各委員さんそれぞれお仕事の都合等あると思いますので、基本的には夜7時からと事務

局は考えております。時間についてですが概ね1時間30分から2時間程度の中でいきたいと考えておりますので、最長夜7時から9時までということでも事務局の方でも進めていきたいと考えております。また、各委員さんにおかれましては、例えば曜日によって定期的に都合が悪いというような曜日をございましたら、あらかじめご報告いただけたら調整をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(嘉島会長)

今の協議事項ですが、原則7時開催で長くて2時間、という内容でありました。特段意見がなければ、ご了承願います。

協議事項が終わって、その他ですけれども、事務局から何かありますか。

10. その他

(大水企画調整係長)

お配りしました資料について簡単にご説明させていただきます。

まず「変革と創造に挑む雄武町のまちづくり」というカラーのパンフレットです。これの3～4ページを開いてください。ここに【基本構想】ということでございまして、右側に書いてあります主な政策指標ということで計画策定10年後についての目標が示されておりますが、参考までに平成23年度の実績値について少しご説明したいと思います。

まず漁業生産額の主な政策指標というところでございまして、スタート時は40億円だったのが、平成23年度は56億円ということで、昨年豊漁であったということで、ゴールの数値を大きく超えております。平成22年度は48億円位だったと思います。

農業生産額につきましては、昨年38億円の実績。

健康だと感じている割合、これは町民のアンケートなんですけれどもスタートは71%で昨年も変わらず71%でありました。

地域医療の満足度につきましては、スタートは13%。23年度は17.8%という数値です。

次に小中学校の満足度はスタートが20%に対し、23年度は22.3%。

生涯学習環境の満足度は、スタートは14%、平成23年度は16.7%となっております。

次に環境関係の実践度というのは、ゴミの分別ですとか節水などの実践度で、当初は48%だったのがアンケートでは79%ということで、環境についての関心は非常に上がっております。

交通事故等による死亡者数ということで、平成23年度までの過去10年間で8名の方が亡くなっております。交通事故で2名、火災で5名、犯罪で1名ということで、合計8名という残念な数値になっております。

まちの住みよさについては61%だったのが、69%に上がっております。
行財政運営の満足度ですが、スタート時は8%だったのが17.6%と、
あくまでもアンケートの数値として、このような結果になっております。

次の5ページ・6ページの部分です。何を計画していくのか【基本計画】、
というところで、先ほど部会分けというものをしましたけれども、どの部会
でどこを担当するのかというところでありますが、基本政策が1から24番
まであります。19番の消防・救急・防災体制の強化から24番の効果的・
効率的な行政経営を総務・行財政部会にお願いをしたいと思っております。

なお、19番から21番の政策については、産業建設・環境部会の審議事
項となっておりますけれども、会長、部会長の了解が得られれば、全体のバ
ランスを考慮して、19番から21番につきましては、総務・行財政部会の
審議事項として、ご了解いただければと思っております。

産業建設・環境部会につきましては、1番の農業の振興から5番の観光の
振興、それから15番の環境の保全から18番の住環境の整備。

社会福祉・教育部会につきましては、6番の保健・医療の充実から14番
の芸術・文化の振興というところまでを担当していただきたいと、事務局案
として考えています。

残りの資料につきましては、ピンク色の冊子で「第5期雄武町総合計画基
本構想・前期基本計画」ということで、中身は今日説明しませんが、
基本構想というものが7ページから24ページ、25ページ以降が（前期の）
基本計画ということで、75ページまでのこの部分について、今回の策定審
議会（後期の）基本計画を作成するというございます。

それから町の「町勢要覧」ということで、今年の3月に作成した最新版で
ございます。町全体のイメージについてわかりやすく解説しているものです。

それから今年の2月と3月に北海学園大学の横山教授によるまちづくり総
合計画策定講演会がありまして、その講演録というもので、1冊目が「町民
と行政の協働のまちづくりについて」、2冊目が「高齢者福祉、義務教育と教
育福祉について」という内容でございます。

最後に「求む！政策提案」というもので、昨年度に創設した町の政策公募
制度に基づくもので、先月の広報に折込したものであります。応募期間は6
月15日、来週の金曜日までとあまり期間はありませんが、何か良いアイデ
ィア等あれば、ご提案願いたいと思っております。

以上、資料につきましては、次の審議会まで期間がありますので、折をみ
て目を通していただければと思っております。

（嘉島会長）

その他の関係では、主な政策指標と各部会の担当についての説明でした。
全体を通して何か質問やご意見はございますか。

(本多委員)

資料の部分についてですね、次回までに間に合えば2つほどお願いしたいと思います。1つは、この総合計画のハンドブックの中で5つの政策目標につきまして、前年度までのローリングのPDCAサイクルの関係で、計数的な部分をご説明いただいたんですけども、おそらくこの4年ないし5年の間に年度によって良い時の計数などがあると思いますので、この5年間の推移について、もし可能であれば中間的な推移の資料をお願いしたいと思います。

それから5つの政策目標に対する24の基本施策の部分で先程ご説明いただきましたけれども、後期は前期に出来なかった部分を含めての答申ですので、24の施策に関する実行性ですね、評価は時間的な部分で難しいと思いますので、その実効性について資料的なものをお願いできないかというところ です。

それと町勢要覧を添付資料として付けていただきましたけれども、今、町で町勢要覧とセットで統計編というのができあがっていると思います。あれは非常に有効な資料だと思いますし、今までの推移を確認できる非常に良い資料だと思いますので、次回その資料もお付けいただければと思います。

以上2つでございます。

(佐々木財務企画課長)

間に合えば資料の方をお渡ししたいと思います。今現在できているものもありますし、これから手を入れなくてはならないものもございます。

町勢要覧の資料編につきましては、今現在作成中でございますので、でき次第、皆様にお配りしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(嘉島会長)

あと何かございませんか。ないようですね。

11. 閉会

(嘉島会長)

本日の審議会は、予定どおり約1時間30分ということで、ご了承いただきました。先ほども申し上げましたけれども、きついスケジュールではありますが、雄武町の将来の計画を策定していくものですので、みなさんよろしくお願いいたします。

本日はご苦勞様でした。